

【審査専用FAX】

050-3000-2321



入居申込書兼保証委託申込書

(□ 再送) 法人用

物件内容 (代理店記入欄)
お申込日 年 月 日 入居予定日 年 月 日 申込形態 □ 新規申込者 □ 既存入居者
物件用途 □ 住居用 □ 住居学生用 □ トランクルーム □ 倉庫 □ 駐車場 □ 店舗・事務所 □ 住居兼店舗・事務所※フアンは店舗・事務所

法人用申込者・賃借人
フリガナ
会社名 設立日 西暦 年 月 日
現住所 〒 都・道・府・県
代表電話番号 (マイファン用、右軸) 担当部署電話番号 (マイファン用、右軸)

入居者
フリガナ
氏名 続柄 生年月日 西暦 年 月 日 携帯番号

連帯保証人 (法人代表者のみ)
フリガナ
氏名 続柄 性別 □ 男 □ 女 生年月日 西暦 年 月 日
現住所 〒 都・道・府・県
現住居 □ 自己所有 □ 家族所有 □ 賃貸 □ 社宅 □ その他 ()
電話 (マイファン用、右軸) 自宅 携帯
勤務先名称 □ 同上 勤務先電話番号
勤務先住所 〒 □ 同上 年 取 万円 勤続年数 年

協定会社様(審査回答書送付先)の情報は
会社名 Life管理サービス 担当
TEL TEL06-6978-1230 FAX06-6978-1231
住所 〒537-0022 大阪市東成区中本1-11-19-203 都・道・府・県

特記事項
い①②
お申込日より記載し内容へ全項目所定確認をさせていただきます。申込者・賃借人、連帯保証人、緊急連絡先、結果、締結を要するに際しては、お申込者様へお電話にてお答えさせていただきます。

全保連株式会社

個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意書及び賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意事項

賃貸借保証委託契約(以下「委託契約」といいます。当該委託契約に係る賃貸借保証委託契約を「保証契約」といいます。の申込者(委託契約に係る連帯保証人予定者を含みます。また、委託契約への申込後、委託契約締結に至った者及びその連帯保証人も含みます。以下、「これら」を併せて「申込者」といいます。))は、全保連株式会社(以下「当社」といいます。))が、本条項に従い、申込者の個人情報及び法人情報を取り扱うことに同意します。
第1条(個人情報)
個人情報とは、以下の個人に関する情報をい、当該個人に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの等をいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの等も個人情報に含まれます。
①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び年取等の入居申込書兼保証委託申込書(以下「申込書」といいます。申込書に相当する書式を含みます。)、委託契約書兼保証契約書に記載された属性情報(変更後の情報を含みます。)

登録情報 登録期間
1 氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人を特定するための情報 下記の3又は4のいずれかの登録期間が登録されている期間
2 賃貸物件の名称、住所等賃貸物件を特定するための情報
3 委託契約又は保証契約の申込をした事実 当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に照会した日から6か月間
4 当社の賃借人に対する支払状況、求償金支払請求訴訟及び建物明渡請求訴訟に関する情報 契約期間中及び契約終了後債務が消滅してから5年間

第2条(法人情報)
法人情報とは、以下の法人に関する情報をい、当該個人に含まれる法人名、代表者名、所在地、電話番号その他の記述等により特定の法人を識別することができるもの等をいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の法人を識別することができるもの等も法人情報に含まれます。
①法人名、代表者名、所在地、電話番号、FAX番号、設立年月日、資本金、年商、従業員等、事業内容等の、申込書、委託契約書兼保証契約書に記載された属性情報(変更後の情報を含みます。)

第3条(関連する個人情報)
当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者の関係者に関する個人情報を利用することはありません。
第4条(個人情報の利用目的)
当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者の関係者に関する個人情報を利用することはありません。
①委託契約及び保証契約の締結可否の判断のため。
②委託契約及び保証契約の締結及び履行のため。
③委託契約に基づく求償権の行使のため。
④当社のサービスの紹介のため。
⑤当社のサービスの品質向上のため。
⑥委託契約もしくは保証契約の付帯商品提供のため。
⑦ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。
⑧賃借人及び管理会社からの委託に基づく収納代行業務を行うため。
⑨賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため。

第5条(個人情報の第三者への提供)
(1)当社は、以下に該当する場合は除くほか、あらかじめ申込者本人の同意を得ず個人情報等を第三者に提供することはありません。
①法令に基づく場合。
②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。
③公益衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。
④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
(2)申込者は、当社が申込者の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。

第6条(第三者の範囲)
以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。
①当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合(なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います。)

④申込者は、賃借人が賃借人等に対して建物明渡請求訴訟を提起した場合にこれにかかる情報を、賃借人が当社に対し、当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録する目的で提供することに同意します。

⑤原則として申込者等本人に限り、加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録される個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟家賃債務保証情報取扱機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

第8条(信用情報機関への登録・利用等)
(1)申込者は、当社が第1条、第2条に該当する個人情報及び法人情報を当社の加盟する以下の信用情報機関(以下「加盟先機関」といいます。))に提供することに同意します。
■加盟先機関
名称:株式会社日本信用情報機構(略称JICC)
電話番号:0570-055-955
URL: https://www.jicc.co.jp

第17条(統計データの利用)
当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。

第19条(個人情報保護管理者)
全保連株式会社個人情報保護管理者 コーポレート本部長
第20条(問合せ窓口)
個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談等につきましては当社ホームページ(https://www.zenhoren.jp)を参照いただくか、以下の問合せ窓口までご連絡ください。なお、手続に際しては、当社所定の手数料を要します。

第21条(適用除外)
申込者が法人の場合、第7条は適用外とします。
第22条(特記事項)
当社の契約締結業務の都合上、申込者が、当社との間で委託契約(申込者が連帯保証人予定者の場合には、当社との間で委託契約に係る連帯保証契約を締結するに際して、当社に対し、本条項とは別の個人情報の取り扱いに関する同意書(以下「別同意書」といいます。))を提出することとなる場合において、本条項と別同意書の規定内容が異なる場合には、申込者は、本条項の規定が優先的に適用されることに同意します。

申込者は、連転免許証、パスポート及び在留カード等の本人確認情報並びに当社の与信判断に必要な情報を提出することに同意するとともに当社が与信判断及び委託契約の締結、管理等に際して上記条項に従って当該個人情報・法人情報の取扱いを行うこと及び裏面記載の「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」の内容をいずれも確認し、承諾の上、申込を行います。

同意日
同意した日をご記入ください
20 年 月 日 申込者署名欄 ※法人申込の場合は法人名を記入
同意した日をご記入ください
20 年 月 日 連帯保証人予定者
※連帯保証人予定者で本人が署名してください

「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」の説明を行った不動産会社名をご記入ください
説明を行ったご本人が署名してください

賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者(以下「お客様」という。)と締結する賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という。)の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ずご一読くださいますようお願いいたします。
 なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

1. 保証会社の商号又は名称、住所、連絡先、相談窓口の名称

商号又は名称	全保連株式会社 登録番号 国土交通大臣(2)第16号 2017年12月21日登録	
本社所在地及び連絡先	【東京本社】 東京都新宿区西新宿1-24-1 TEL:03-6327-5840	【沖縄本社】 沖縄県那覇市字天久905番地 TEL:098-866-4901
問い合わせ窓口	沖縄県那覇市字天久905番地 お客様相談室 TEL:0570-01-1083 受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00~18:00	

2. 保証内容及び保証限度額

保証の範囲	保証対象物件の賃貸借契約(以下「原契約」という。)における家賃(賃料)、共益費/管理費、駐車場料金、水道料/町(区)費、退去時の精算金など本契約書第5条記載の内容となります。		
保証限度額	住居学生	月額賃料の24か月分相当額	お客様の滞納賃料等が本契約の保証限度額に達するまでに、賃貸人が保証対象物件の明渡請求訴訟を提起した場合、駐車場に限り、保証会社は賃料等につき明渡請求訴訟提起時の滞納金額に加え月額賃料10か月分相当額を上限として、保証限度額を追加します。
	住居		
	店舗・事務所	月額賃料の6か月分相当額	
	倉庫		
トランクルーム	月額賃料の12か月分相当額		
駐車場			

3. 弁済に係る求償権行使

求償権行使	賃料支払約定日を過ぎても賃料等をご入金されない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を立替払い(以下「代位弁済」という。)いたします。保証会社は代位弁済により発生した求償権を、お客様へ行使させていただきます。
費用	代位弁済1回につき保証事務手数料として2,700円及び別途消費税等をご請求させていただきます。

4. 保証委託料及び保証期間

保証委託料	ご契約のプランに従って、以下の初回保証委託料及び継続保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。		
	毎年プラン	住居	初回保証委託料:月額賃料の50%及び継続保証委託料:毎年1万円
		店舗・事務所	初回保証委託料:月額賃料の100%(下限4万円)及び継続保証委託料:毎年月額賃料の10%(下限1万円)
		倉庫	初回保証委託料:月額賃料の100%及び継続保証委託料:毎年月額賃料の10%(下限1万円)
		住居学生	初回保証委託料:1万円及び継続保証委託料:毎年1万円
	初回のみプラン	住居	初回保証委託料:月額賃料の100%
		駐車場	初回保証委託料:1,000円
トランクルーム		初回保証委託料:1,000円	
※継続保証委託料は、本契約書に記載された保証開始日から保証期間中、満1年を経過する毎にお支払いいただきます。 ※ご契約後、保証会社を受領した初回保証委託料及び継続保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。			
保証期間	本契約書の保証開始日から退去明渡日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合には、更新期間についても本契約に基づき保証いたします。保証会社は、原契約が借地借家法に規定する定期建物賃貸借である場合についても本契約に基づきお客様の退去明渡日まで保証いたします。		

5. 中途解約及び解除事由

中途解約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。但し、お客様が賃貸人の書面による承諾を得て、保証会社に本契約の解約の申し出を行った場合は本契約を解約することができます。
解除事由	保証会社は、お客様が以下のいずれかに該当したときは、賃貸人に対する何らの通知、催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。 ①原契約又は、本契約の各条項に違反したとき。 ②暴力団・過激派・テロ組織・もしくはこれに類する組織(以下「反社会的集団」という。)に属し又は関係者であることが判明したとき。 ③本物件、共用部分、付属設備等に反社会的集団の組織、名称、活動等に関する物を提示、又は搬入したとき。 ④反社会的集団に属しあるいは関係者を居住させ、又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。 ⑤お客様又はその関係者が本物件、共用部分、その他本物件の近隣において反社会的集団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。 ⑥本契約に関する重要な事項について故意又は過失により虚偽の事実を告げ、保証会社が誤認して契約が締結されたとき。

6. 賃貸借保証委託契約に関する特約条項

賃借人(以下「甲」という)と全保連株式会社(以下「保証会社」という)は、甲の委任に基づき、賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という)第5条(2)の定めにかかわらず、保証会社が認めることを条件に、以下の甲の債務(以下「本債務」という)を甲に代わって、次のとおり支払うことに合意した。
第1条(本債務の範囲) 本契約書記載の物件(以下「本物件」という)に関して締結した契約により生ずる甲の支払い債務(たとえば、損害保険契約から生ずる保険料相当額、緊急かけつけサービス・入居者優待サービス・その他生活関連サービス利用料等)。 但し、原契約書に記載されていることを条件とする。
第2条(特約に基づく保証限度額) 保証会社が、本特約によって保証する合計金額は、本物件の月額賃料3か月分相当額とする。 但し、本特約に基づき支払った金額は、本契約書表面のプラン表記載の保証限度額に関する計算につき、他の保証対象の債権の支払金額に加算される。
第3条(充当順位) 甲が、本特約及び本契約に基づき保証会社に弁済した金員が、支払期日の到来した甲の保証会社に対する債務全部を消滅させるのに足りないときは、保証会社はこれを本契約第12条の規定に従い、充当するものとし、保証会社の甲に対する求償債権に充当するにあたっては、保証会社が本特約に基づき代位弁済したこととする求償債権、本契約に基づき代位弁済したこととする求償債権の順に充当するものとし、甲はこれに異議を述べない。
第4条(準用規定) 本特約に基づく代位弁済についても上記第1条、第2条、第3条以外は、甲と保証会社間の本契約の条項に従うものとする。